

一時預かりについて

保護者の短期間の就労や、病気、出産、冠婚葬祭、育児疲れなどの事由により一時的に家庭で保育ができなくなった場合に、保育所で児童をお預かりして必要な保育を行う「一時預かり」を実施しています。

■ 申請方法

○ ご利用を希望される保育所に直接お申し込みください。

※事前登録・予約等が必要となりますので、お早目に電話等で希望される園にご相談ください。

■ 利用料

○ 4時間未満の利用の場合 1,000円 ○ 4時間以上の利用の場合 2,000円

※そのほか、おやつ及び昼食代 おおよそ200円から300円(保育所により異なります。)

※利用料は、当日、利用する保育所へ直接お支払いください。

■ 利用日および利用時間

○ 月～金曜日 8時30分 から 16時30分

※上記の曜日及び時間であっても、休園日、保育所の行事、ご利用の状況等によりお預かりできない場合もあります。

※実施している保育所については、「保育所一覧表」(P13)をご覧ください。

※利用にあたっての問合せまたはご相談などは、各保育所又は保育・幼稚園課へお問い合わせください。

市内に住む小学校3年生までのお子さんで、ケガや病気の回復期等にあつて、保護者が就労等の理由で保育が必要になった場合に、お子さんをお預かりする「病児保育」及び「病後児保育」を実施しています。

■ 対象となるお子さん

- ・次に掲げる傷病の回復期に至らないが、入院治療を必要としないお子さん（病児）
- ・次に掲げる傷病の回復期にあり、集団保育が困難なお子さん（病後児）
 - ① 感冒、消化不良症（多症候性下痢）
 - ② 麻しん、水疱、風しん等の伝染性疾患
(医師の病児・病後児利用証明のほか、登園証明書が必要となります)
 - ③ ぜん息等の慢性疾患
 - ④ 骨折等の外傷性疾患
 - ⑤ その他①から④までに類する傷病



※特定の感染症を発症している場合は利用できません

※いずれも、医師により病児保育または病後児保育の利用が可能であると判断された場合